

## 第 3 7 5 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 令和 2年10月 7日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

1. 2018年 4月異動時に、南区公害対策室A室長からB室長に引き継ぎした、引き継ぎ事項とその内容が記載された引き継ぎ文書。

2. 2019年 4月異動時に、南区公害対策室C主査からD主査に引き継いだ、引き継ぎ事項と内容が記載された引き継ぎ文書。

2 同月16日、実施機関は、本件公開請求「1. 2018年 4月異動時に、南区公害対策室A室長からB室長に引き継ぎした、引き継ぎ事項とその内容が記載された引き継ぎ文書。（以下「本件対象文書①」という。）」及び「2. 2019年 4月異動時に、南区公害対策室C主査からD主査に引き継いだ、引き継ぎ文書と内容が記載された引き継ぎ文書。（以下「本件対象文書②」という。）」に対して、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年11月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書①及び②（以下「本件各対象文書」という。）を非公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件対象文書①については、引き継ぎ事項が記載された文書は既に廃棄されており、請求日時点において存在していない。

(2) 本件対象文書②については、条例第 2条第 2号の行政文書「実施機関の

職員（略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画（略）及び電磁的記録（略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。（後略）」に該当するものが作成されていない。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件対象文書①について

ア 実施機関は、決定通知書において、本件対象文書①が行政文書に該当するか否かに言及していないので、その点を含めて説明する。

イ 実施機関の職員の人事異動に伴う事務引き継ぎに関しては、特段の定めがなく、異動に関わる職員それぞれが、口頭によるものを含め、適切と考える方法により行っている。

ウ 審査請求人が、最低でも問題解決まで保管が必要ではないか、と述べている天白区地域環境審議会（以下「審議会」という。）に関する引き継ぎ文書について、南区公害対策室B室長（以下「B室長」という。）に確認したところ、当該内容は、前任者がB室長に対し、引き継ぎ当時の審議会の状況を説明するために作成した一時的な覚え書きであり、それ以外の内容は、公害の苦情処理、規制指導及び環境教育等各種業務や組織の引き継ぎ当時の状況を説明するものであった。いずれも、B室長が前任者から受け取った後、他者に見せることなく管理しており、保管場所もB室長以外には了知されていなかったとのことである。このことから、当該内容の引き継ぎ文書は、行政文書の要件にあてはまらないと考える。

エ しかし、B室長が管理職であったことにより、万一、組織の状況に関する内容が「組織的に用いるもの」として行政文書の要件に該当した場合でも、名古屋市情報あんしん条例施行規程別表第2（以下「別表第2」という。）に定める「資料文書（行政文書のうち起案文書及び供覧文書以外のものをいう。）のうち随時発生し、短期に廃棄する軽微なもの」とであると考える。

オ 以上のことから、実施機関は、本件対象文書①が既に廃棄されていることに問題はないと考える。

(2) 本件対象文書②について

ア 審査請求人は、たとえメモ書きであっても行政文書に該当すると考えられると主張している。

イ 本件対象文書②は、公害の苦情処理、規制指導、環境教育及び審議会に関して、引き継ぎ当時の状況を説明する簡易なメモが作成されているが、当該メモは、南区公害対策室D主査（以下「D主査」という。）が前任者から受け取った後、他者に見せることなく管理しており、保管場所もD主査以外には了知されていない。

ウ よって、本件対象文書②は、「組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」ではなく、行政文書に該当しないと考える。

(3) 以上のことから、本件処分は妥当なものであり、本件審査請求は理由のないものである。したがって、本件審査請求を理由のないものとして棄却するとの裁決を求めるものである。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成29年 7月27日、審査請求人が名古屋市環境基本条例（平成 8年名古屋市条例第 6号。）第31条第 2項に基づいて審議会に提出した「天白区内の名古屋岡崎線等の自動車騒音について環境基準を達成する対策を求める申し入れ」を受け、同審議会において調査審議が行われ、その結果が平成30年10月26日付け調査審議結果通知書により通知された。当該通知書の記載事項に誤りがあったため、審査請求人はこれを訂正するよう 2度にわたり申し入れたが、そのいずれに対しても間違いを認めない旨の回答があった。その後、令和 2年 3月24日に、B室長及びD主査が、「前任者から間違っ て引き継いでいた。」と間違いを認めるに至った。

(2) 前任者からの、異動時の引き継ぎ内容が間違っていたとなると、審議会

の信頼性が根本から崩れてしまうことになる。

- (3) さらに、前任者からB室長に引き継ぎがされてから 2年 5ヶ月が経過し、すでに引き継ぎ文書が廃棄されたというのでは、「間違った内容で引き継いだ」ということも事実確認ができないばかりか、通知書の記入間違いの原因が何もわからないことになる。
- (4) 引き継ぎ文書の廃棄について何か決まりがあるのか。これらの文書は最低でも問題解決まで保管が必要ではないのか。別表第 2に定める 3年間の保管が必要な「一般行政の施策に関するもの」にあたるのではないのか。
- (5) また前任者からD主査への平成31年 4月の引き継ぎ時に条例第 2条第 2号に該当する文書が作成されていないとの主張は認められない。
- (6) 令和 2年10月29日の実施機関との面談時にD主査は引き継ぎ文書について「メモ程度のものしかない」と明言されているが、たとえメモ書きであっても、条例第 2条第 2号に該当すると考えられるので、これらの文書の公開を求めるものである。
- (7) 地域環境審議会の議事録は、 5年保存となっている。したがって、引き継ぎ文書も同等と考えられ、 5年保存期間内であるので残っていると解せられ、公開しなければならないのである。
- (8) 本件対象文書①について、行政文書の要件にあたらぬとの弁明、また「随時発生し、短期に廃棄する軽微なものであるから、 1年 5ヶ月で廃棄されても認められる」との弁明を棄却し公開すること。
- (9) 本件対象文書②について、D主査が前任者から受け取った後、他者に見せることなく管理している及び保管場所もD主査以外に了知されていないので行政文書に該当しないとの弁明を棄却し公開すること。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件各対象文書の有無が争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 行政文書該当性について

(1) 本件対象文書①について、第 3 1 (1) のとおり、実施機関は既に廃棄済みである旨を主張しているが、第 3 2において行政文書の該当性についても主張しているため、本件対象文書①を含め、本件各対象文書が行政文書に該当するか否かについて検討を行う。

(2) 行政文書とは、条例第 2条第 2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」と定められており、「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用性を備えた状態、すなわち、実施機関において、業務上必要なものとして利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解される。

したがって、行政文書に該当するか否かは、当該文書の作成又は取得、利用、保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

#### (3) 本件各対象文書について

ア 本件各対象文書は、特定年度における南区公害対策室の室長及び主査の人事異動に伴う引き継ぎ文書である。

イ 実施機関の主張によると、南区公害対策室職員の人事異動に伴う事務引き継ぎに関しては、特段の定めがなく、異動に関わる職員それぞれが口頭によるものを含め、適切と考える方法により行っているとのことである。また、本件各対象文書は、B室長及びD主査がそれぞれの前任者から受け取った後、他者に見せることなく管理しており、保管場所もB室長及びD主査以外には了知されていなかったとのことである。

ウ この点、人事異動に伴う事務の引き継ぎに関して、前任者と後任者による個人間で行うことは想定され得るものであり、本件各対象文書を後任者であるB室長及びD主査が他者に見せることなく管理し、保管場所もB室長及びD主査以外には了知されていなかったという実施機関の主張に特段不合理な点はない。

エ また、条例における行政文書には電磁的記録も含まれるが、本件各対象文書のデータについて実施機関に確認したところ、組織の共有フォルダ等には保存されていないとのことであった。

オ したがって、本件各対象文書の作成又は取得、利用、保存又は廃棄のいずれの過程においても組織として関与があったということは認め難く、本件各対象文書が行政文書に該当しないという実施機関の主張に特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

(4) 以上のことから、本件各対象文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会からの付言

審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述での主張によると、実施機関において、審議会に関する事項の引き継ぎが誤っていたものと思料される。また、審査請求書等を見分する限り、実施機関が、その点について十分な説明をしていたとは言い難い。市政に関し市民に説明する責務を全うし、透明性の高い市政の推進に資するという条例の趣旨に鑑みても、引き継ぎ内容を可能な限り説明すべきであったといえる。

実施機関には今後、行政文書公開請求に係る事務手続において、条例の趣旨を十分に鑑みて情報提供に努める等適切に対応するよう要望する。

## 第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年12月 1日	諮問書の受理
令和 3年 3月 1日	弁明書の写しの受理

19日	反論意見書の受理
令和 4年 9月 2日 (第53回第 2小委員会)	調査審議
10月 7日 (第54回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第54回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
12月 2日 (第56回第 2小委員会)	調査審議
令和 5年 1月 5日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充